

新潟開港 150 周年ロゴ使用基準(案)

2017 年 11 月 14 日

2018 年 5 月 8 日改訂

新潟開港 150 周年記念事業実行委員会

1 ロゴについて

新潟開港 150 周年記念事業を広く周知するとともに、みなとまち新潟の理解促進と機運醸成を図るためのシンボルとして新潟開港 150 周年ロゴを制作しました。

2 使用について

官公庁、企業・団体、個人等どなたでも使用できます。使用料は無料です。
ただし、下記の 3 使用基準（１）～（７）に該当する場合は使用できません。

3 使用基準

次に該当する場合は、ロゴを使用することができません。ロゴ使用後に該当した場合は、使用の中止、回収を求めます。

- （１）「新潟開港 150 周年記念事業」の品位や信用を傷つけ、又はイメージを損なう場合
- （２）特定の個人、団体等のブランドシンボル等、商標を意匠として使用する場合
- （３）特定の個人、団体等の売名に利用する場合
- （４）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与える場合
- （５）暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させようとする場合
- （６）法令又は公序良俗に反する場合
- （７）その他、使用が不相当と思われる場合

4 使用手続き

ロゴを使用する際は、使用されている事業を把握する必要があるため、事務局へ別紙「新潟開港 150 周年ロゴ使用届」を提出してください（事前の申請・許可は不要です）。
ただし、報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき、および個人が営利目的ではなくブログ・SNS、名刺等で使用する場合は、使用届の提出は不要とします。

5 使用方法

ロゴを使用する場合は、次の事項を遵守してください。

- （１）色・大きさ・縦横比等を定めた「新潟開港 150 周年ロゴ使用マニュアル」の規定に沿って使用してください。マニュアルにない使用については、下記問い合わせ先までお問い合わせください。名刺に使用する場合は、マニュアル記載の最小サイズ以下での使用を可とします。

(2) ロゴを製品等に使用する場合、当該製品自体又はそれに付属するものに使用者名を明記してください。なお、新潟開港 150 周年記念事業の協賛企業・団体以外は、「新潟開港 150 周年を応援しています」等の文言を使用者名と併記するなど、公式スポンサーであると誤解を招く表現は避けてください。

6 使用期限

ロゴの使用期限は 2019 年 12 月までとします。

7 その他

使用する物件（ポスター・チラシ等）完成見本を一部、事務局へ提出してください（現物及びデータ）

8 問い合わせ先

新潟開港 150 周年記念事業実行委員会事務局（新潟市 2019 年開港 150 周年推進課内）

電 話 025-226-2162 F A X 025-229-5150

メール kaiko150@city.niigata.lg.jp